

議案第49号

鶴ヶ島市手数料条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市手数料条例（平成12年条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年8月27日提出

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

提 案 理 由

建築基準法の一部改正に伴い、引用する条項の整理をしたいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市手数料条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市手数料条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表19の項及び同表20の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表38の項中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。